

県宝「東一本柳古墳出土品」の市有形文化財の解除について

第 285 号

長野県宝指定書

名称 東一本柳古墳出土品

員数 264 点

上記を長野県宝に指定しました。

令和 3 年 10 月 18 日

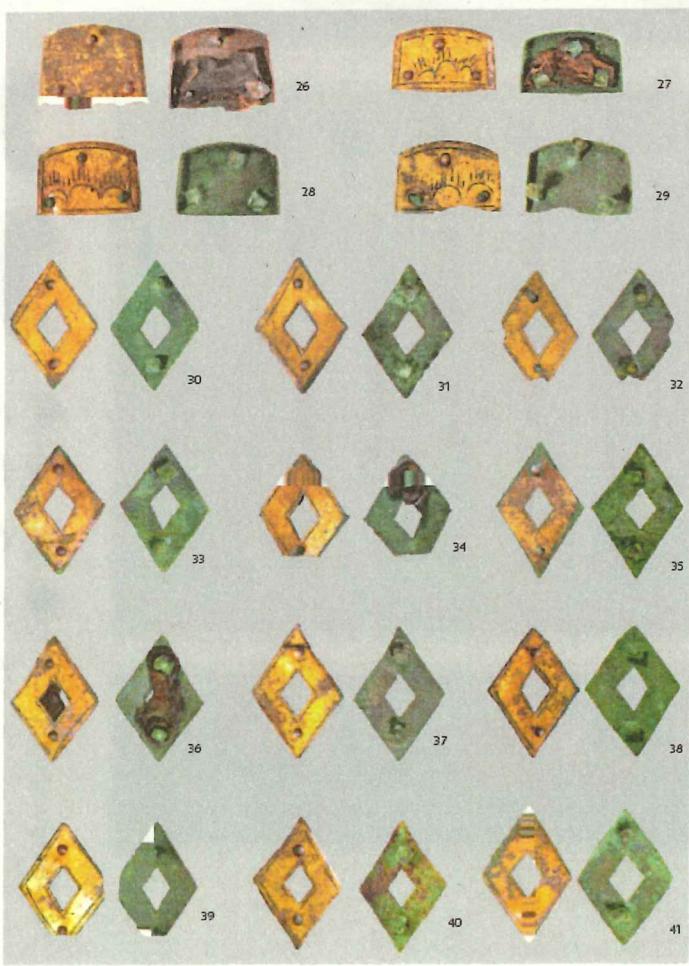
長野県教育委員会

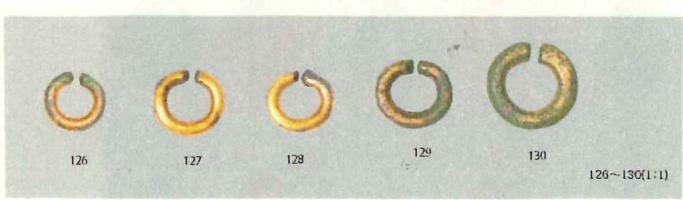
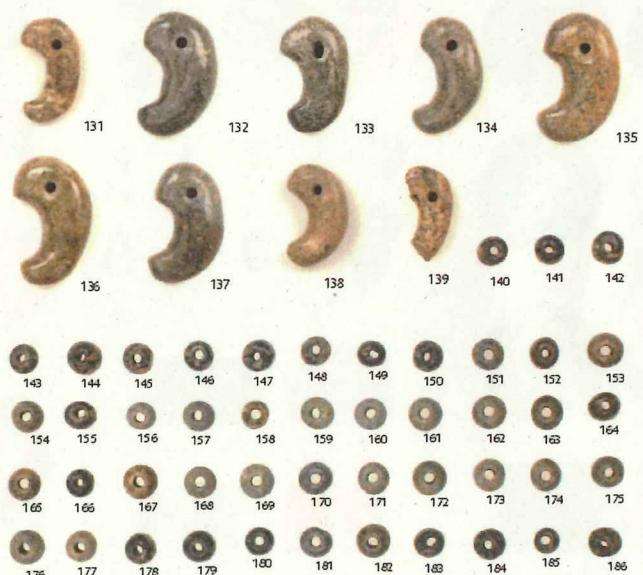
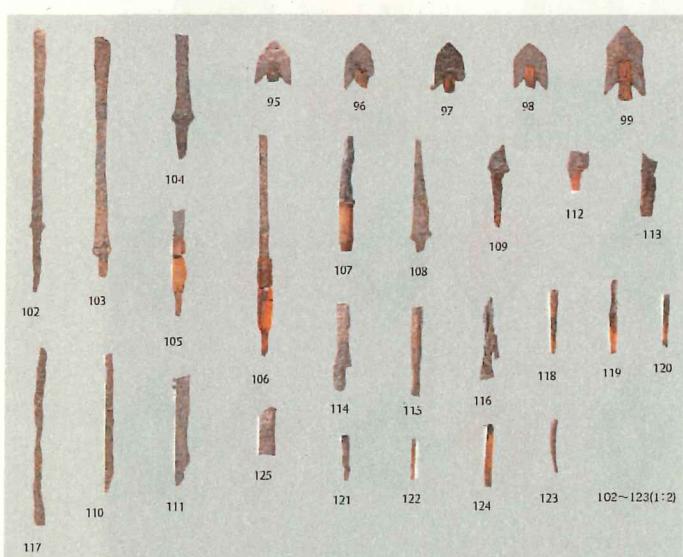
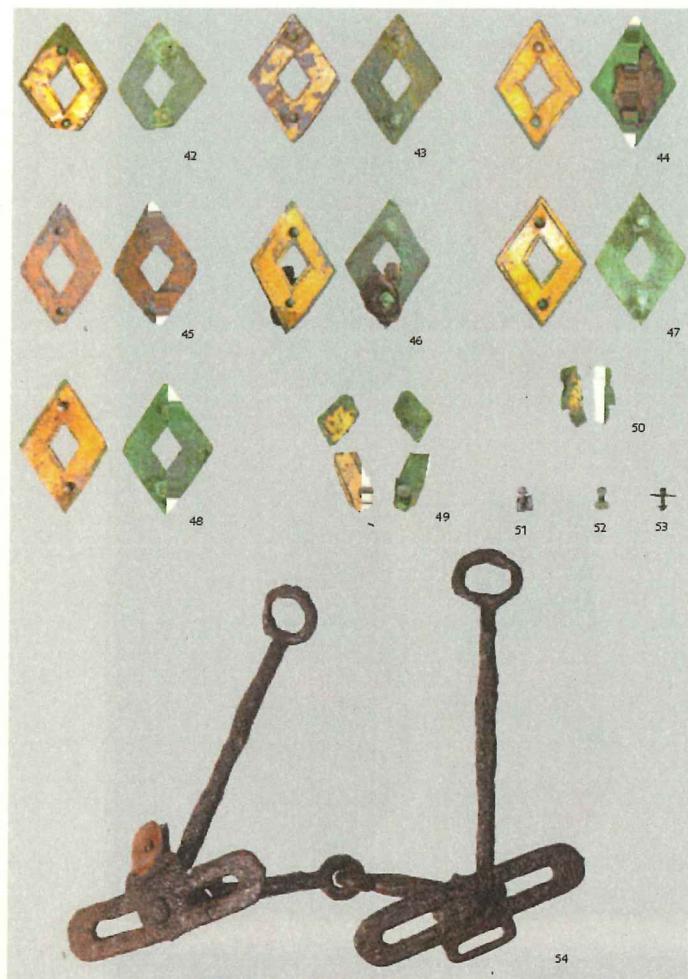


「県宝指定書」

【参考】佐久市文化財保護条例（第 5 条第 3 項）

市指定有形文化財が、法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定又は県条例第 4 条の規定による長野県宝の指定を受けたときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。





## 佐久市文化財保護審議会の開催方針及び今後の動向について

### 1 審議会の役割や活動等

#### 【佐久市文化財保護条例】

第1条 この条例は、文化財保護法及び長野県文化財保護条例に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するもののうち主要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

第38条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、諮問機関として佐久市文化財保護審議会を置く。

上記の佐久市文化財保護条例の規定に基づき、次のことを行う。

- (1) 佐久市教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、答申を行う。
  - ① 指定文化財の指定又は解除に関すること  
…諮問案件の審議や調査など
  - ② 市内文化財の保存及び活用に関すること  
…文化財パトロールの実施など
- (2) 市文化財行政に対する助言、文化財に関する情報共有や意見交換等を行う。

### 2 審議会の開催回数

年に4回程度を予定（審議会3回、文化財パトロール1回）

### 3 市文化財行政に関する今後の動向（主なもの）

- (1) 「藤ヶ城跡井戸」の文化財指定について (R3.11.19 諮問)
- (2) 香坂山遺跡の国史跡指定について
- (3) 池田家所蔵文書の保管方法等について
- (4) 新海三社神社「お田植祭り」の文化財指定について

文字は振り仮名を付す。)

### 演技について

古来、日本の初春は神の訪れによつて幕をあけた。遠くから子孫を見守る祖神が季節の折目に穀物をたずさえては村里をたずね、幸運将来の呪詞を述べ呪縛のわざを示すと、人も大地もその励ましを得て生命を新たにする。それが『初春』である。祭りに際しては来臨する神の依る座を設けて、巫者や神職、巫女のもつ榊や笹・扇などであつたりする。これが神宿る「ミテグラ」である。ミテグラを手にするものは祭りの主導者である。

湯原の式三番では、翁・黒尉の手に持つ扇がミテグラであり、面をあてたものは神となる。翁の両掌のつくり出すくぼみが瑞垣の内に当たる。人の掌の中に神社の祖型ができ、神降臨の道が開かれる。

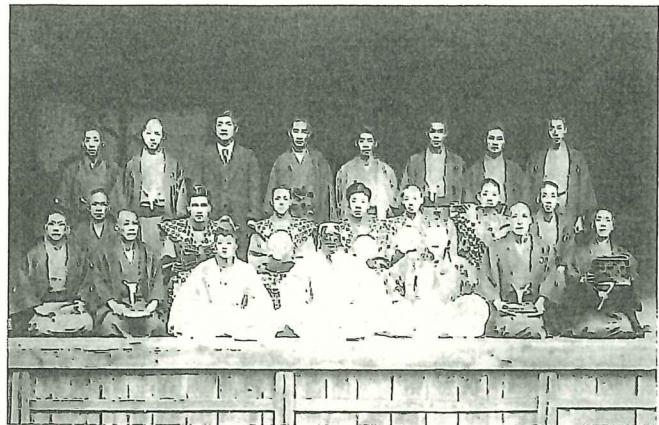


図6 式三番 湯原神社 奉納後の役者、役員、戦中役員、師匠、役員

翁（白尉）が扇を持ち、呪縛を行ひ神招きをする。「トウトウタラリタラリラ……」は諸説があるが、神招きの呪縛であろうと、いわれている。千歳は主役である翁・黒尉が相まみえる場を清める進行役といえようか（橋渡し的役柄）。翁が扇を手に、諸所作をする間に神靈はミテグラに依り、さらに翁のからだにのり移つて神意を翁の口を通じ、集まつた里人に示し、

神に変身する。シテの詞が少ないといふことも「湯原の式三番」が古いことをうかがわせることである。

千歳が中継ぎ的にまかりでる。後半の黒尉の所作は全く神がかりの情態である。神人一体の境地で、招福鎮魂の呪術的所作を演じる。足でしつかりと確実に地中の邪靈をおさえ、天を仰いで邪氣を払い、里人に危害を加える悪靈を追い、今年の五穀豊穰を祈禱する。

初春に神から授かつた魂も一年たつうちに衰える。そこで自然も活力を失い裏徴する冬至ごろ神を迎えて慰靈にふれあい、その魂を分けていただく。離遊のたましいを鎮めるのがミタマシズメでこれが鎮魂祭であり、里人の幸運将来を祈祷する。この田楽はやがて宗教儀礼から一歩抜き出て、人の鑑賞心をそそる芸能となるのだともいわれ、湯原の式三番はその素地をもつてゐることである。

江戸時代には式三番奉納前には七日間の別火の制があり、飲食を慎み、禊斎といって一同六根清淨を唱え、境内を流れる清水で禊をし、正月一四日にこの神事が奉納された。文書によると、享保年間には既に神事として奉納されていたようである。（觀世左近著『神歌』湯原神社沿革抄・式三番解説抄・奉贊祝賀実行委員会）

## 二 新海三社神社の神楽

新海神社では、秋のお祭り（例祭）に「五方堅神樂」「磐戸舞神樂」等の神樂の奉奏（上演）をしていたが、伝えていた方々が急逝されるなどのことがあつて今は中断されている。しかし御田植え神事（古く

は神田祭ともいう)に奉奏される予祝儀礼としての御田植え神楽は今も毎年一月六日の夕方行われている(近頃は午後四時より)。

神楽殿の神座の前に神職・氏子総代・協力者が参進して着座する。  
修祓・祝詞奏上・玉串拝礼があつて神楽にはいる。

神楽の用品は、二五センチ×四〇センチくらいののし餅にヌルデの柄を取りつけた鍬と、松葉の苗、菱餅、種粉などで樂器は太鼓・横笛である。

### 神楽の進め方

口上 「今年当來は平成〇〇年の御田植え神楽つかまつらばやと

存じ候」 神楽殿を一周する。

あぜぬり 掛け声「スッカリ、ベツタリ」(くり返し)

田おこし 掛け声「ドップリ、カツプリ」(くり返し)

口上・あぜぬり・田おこしとも鍬を股の間で持ち腰をつかつて行う。

種まき 口上「一粒也千世に万世、増鏡宝降らせやわたつみの

神」

種粉を高くまく。わたつみの神とは、その地方の海・雨・水を司る神のことである。

田植え 総代によつて、松葉を苗に見立てて手で植える。

田の草 総代によつて手で行う

田植え・田の草作業の中途中でおどけた仕草がある。例えば、アブを追う、汗をふく、腰を伸ばす等である。

雀追い 口上要旨「昔から雀は鳳凰(ほうおう)という鳥が来ると逃げたとい

てゐる。



図7 田おこし



図8 田植

餅つき

昔は「年寄衆の前は年寄餅と申す。若い衆の前は若餅と

申すと言つてまいた」というが、現在は菱餅といつしょにみ

かんを手渡している。種粉の欲しい方には種粉を差し上げる。

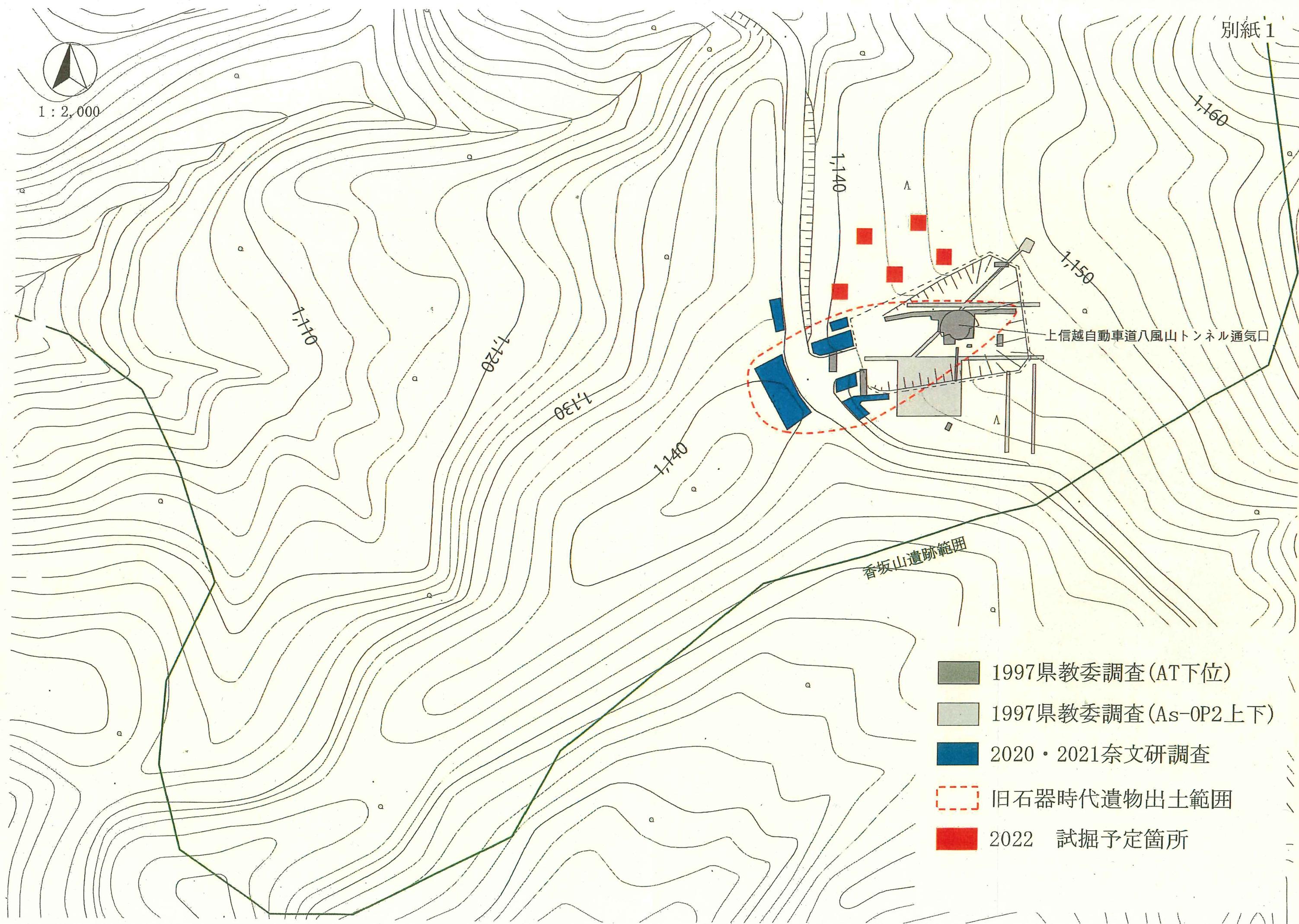
そ の 他

神楽の成立時期は不詳であるが、江戸時代には奉

奏していたという。かつて、県史編纂委員で調査し

た際、こんなに細かに農作業を取り上げている神楽は、あまり例がなくめずらしいとのことであつた。近年は狐・少彦名命なども登場させ





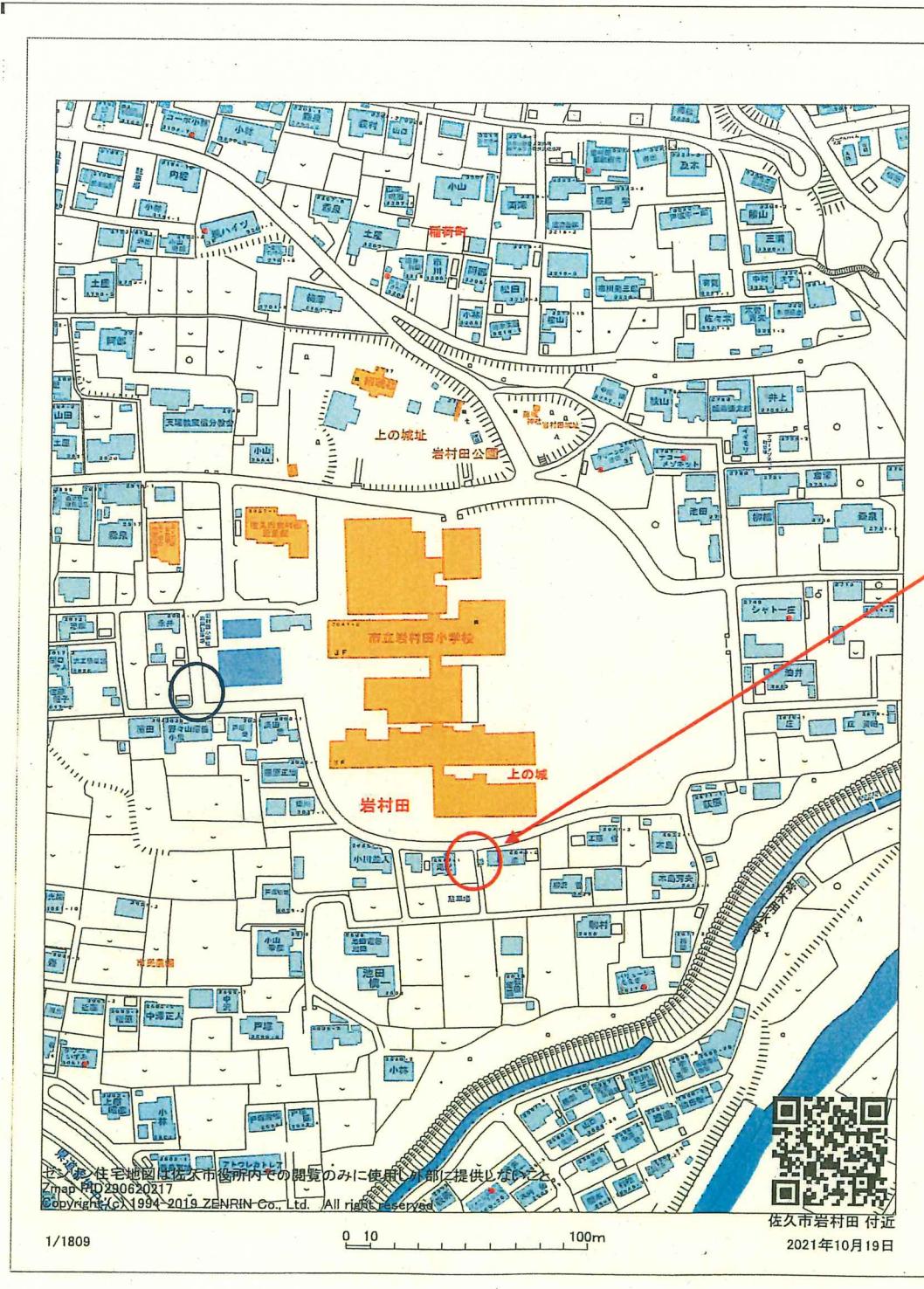
## 指定調書

ふじがじょうあといど 藤ヶ城跡井戸	
員 数	1基
時 代	江戸時代
法 量	井戸枠：長辺133cm、短辺130cm、高さ72cm 内部：水面までの深さ約18m
所有者	佐久市
所在地	佐久市岩村田2646—4
文化財の概要と価値	
<p>藤ヶ城は岩村田藩の内藤家の居城である。元来、陣屋格であった内藤家は、安政5年（1858）に6代藩主正繩（まさつな）の功績により城主格に進んだ。その後、文久元年（1861）に7代藩主正誠（まさあきら）により築城が計画され、元治元年（1864）に藤ヶ城を竣工し、岩村田藩陣屋に代わる政務の拠点とした。</p> <p>今回、市有形文化財として指定申請を行う「藤ヶ城跡井戸」は、竣工時に描かれたとされる「岩村田御新城分間縮図」に記載される6箇所の井戸のうちの1つであり、藤ヶ城跡に完存する唯一の井戸である。井戸枠は溶結凝灰岩を加工して組まれており、前掲絵図にも記載され、移設のうえ現存する他の井戸枠と同様の作りであることから、今回申請する井戸も藤ヶ城の井戸であることが裏付けられる。井戸内部は円形の野面積みを採用し、水面までの深さは約18mであり、台地南端の要害の地に築かれた藤ヶ城の水源確保のための労力や幕末の井戸掘削技術を知ることができる。</p> <p>当該井戸は、昭和30年代前半の上水道開通まで地域住民が使用しており、昭和19年から近隣に疎開していた山室静も使用していたと伝えられている。また、現在でも毎年正月には井戸に注連縄が飾られ、地域で大切にされている。埋められてしまった井戸についても、当時井戸を使用していた住民で組織された「井戸の会」が今でも新年会を実施しており、地域全体で井戸水を大切にしていた想いが現在に伝わる。</p> <p>当該井戸は、幕末の藤ヶ城の現存する数少ない遺構として大変貴重な資料であるとともに、今まで地域住民が愛着をもって継承しているものであることから、今後も市有形文化財に指定して保存継承につとめることに十分な意義をもつものである。</p>	

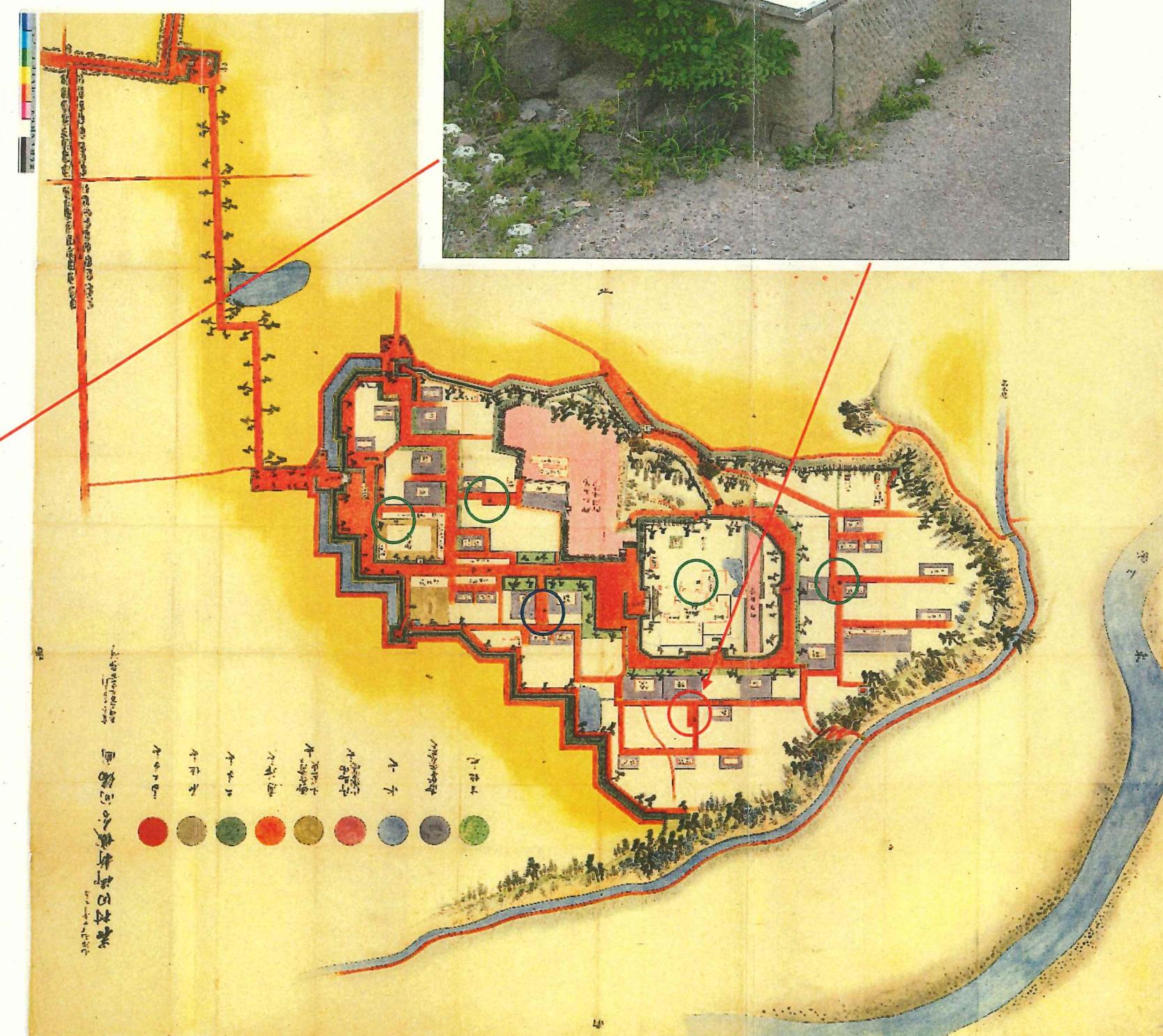
## 「藤ヶ城跡井戸」現況等資料

文化振興課（文化財事務所）

- 現存する井戸【踏査案件】
- 井戸枠のみ移設（井戸穴は道路下）
- 既に埋め立てられ存在しない井戸



現在の位置図



「岩村田御新城分間縮図」



現況写真